

国際系サークル「セカイへ」団体規約

(名称)

第1条 本団体は、国際系サークル「セカイへ」と称する。また、英語名「To the World」、中国語名「走向世界」、韓国名「세계에」、ロシア語名「В мир」とする。

(目的)

第2条 本団体は、国際分野に関わること全ての事柄を活動の対象にし、本部員の国際分野への興味、関心を養うことを目的とする。また、島根県立大学浜田キャンパス内での国際分野に関する興味関心を養うこと、学校外のイベントに参加し地域の方や国際分野に長けている人との交流を通して、自己のみならず周囲の人の国際理解を深める。

(会費)

第3条 会費は年間 500 円とする。

(役員)

第4条 本団体は、次の役員で構成する。各役員の任期は 1 年とする。役員に欠員が出た際は、緊急会合を開き、新たな役員を選出する。

1. 部長 1 名…本団体を代表し、活動の統括をする。
2. 副部長 1 名…部長を補佐する。部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
3. 企画部 約 5 名…イベント企画の中央となり、ミーティングの日程調節や企画書の作成などを行う。
4. 広告部 約 5 名…入部希望者の受け入れ、イベント情報の窓口、SNS での情報発信を行う。
5. 財務部 約 5 名…費用の管理を行う。
6. 事務記録部 約 5 名…活動記録を細かく記録する。

(決議)

第5条 本規約に定めのない事項について全部員の過半数により決議する。

(改廃)

第6条 本規約は、全部員の過半数により改廃する。

附則

この規約は平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

この規約の一部を改訂し、平成 30 年 4 月 19 日から適用する。

この規約の一部を改訂し、平成 31 年 4 月 24 日より適用する。